

# 柳井市障害者活躍推進計画

令和7年4月

柳井市長

柳井市教育委員会

## 1 計画策定の目的

本計画は、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」といいます。）第7条の2第1項に規定された障害者活躍推進計画作成指針を踏まえて策定した計画です。

障害者の一人ひとりが就業し、又は同一の職場に長期に定着するだけでなく、その障害特性や個性に応じて能力を有効に発揮できる雇用環境の構築を計画的かつ着実に推進することを目的としています。

本計画は、障害のある職員を含む全ての職員が働きやすい職場づくりに向けて、しっかりと取り組んでまいります。

## 2 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間の計画期間とします。

なお、計画期間内においても、毎年度、取組状況等を把握・検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。

## 3 本市における障害者雇用等の目標

### （1）障害者採用に関する目標

障害者雇用促進法では、地方公共団体の責務として、「自ら率先して障害者を雇用するように努めなければならない」とされ、障害者の雇用の場の確保に向けて、民間企業等よりも高い法定雇用率が設定されています。

本市においては、採用に関する目標（実雇用率）を令和11年6月1日時点で3.0%以上とし、毎年の任免状況通報により把握・進捗管理を行います。

（参考）令和6年6月1日現在の実雇用率 2.61%

### （2）障害者定着に関する目標

障害者の活躍を推進していくためには、積極的に採用に取り組むとともに、障害のある職員が安心して働ける環境づくり等を通じて、職場定着を図っていくことが重要です。

本市においては、定着に関する目標を不本意な離職者を極力生じさせないこととし、毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録に基づいて前年度採用者の定着状況の把握・進捗管理を行います。

## 4 障害者の活躍を推進する体制整備

### (1) 組織面

障害者雇用推進者として総務部長を選任（令和元年9月6日選任済み）し、取組を推進します。

### (2) 人材面

障害者職業生活相談員を選任（令和元年9月6日選任済み）し、障害者理解を深め、障害のある職員を適切に支援するため、労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させます。

また、障害者が配属されている部署の職員を中心に、年に1回以上、山口労働局等が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」等の受講案内を行い、参加を募ります。

## 5 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

障害のある職員の活躍を推進していくために、職員一人ひとりの障害特性や能力、希望等を十分把握し、総合的に検討して職務の選定及び創出を図っていきます。

## 6 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

### (1) 職務環境

障害のある職員が安心して働ける環境を整え、能力・意欲を最大限発揮していくため、施設や就労支援機器等の整備のほか、障害特性等の把握を通じた合理的配慮の提供を行う必要があります。

新規に採用した障害者については、定期的に面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じていきます。

なお、措置を講じるに当たっては、障害のある職員からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施します。

### (2) 募集・採用

募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行いません。

- ・特定の障害者を排除し、又は特定の障害に限定すること。
- ・「自力で通勤できること」という条件を設定すること。
- ・「介助者なしで業務遂行が可能」という条件を設定すること。
- ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」という条件を設定すること。
- ・特定の就労支援機関からのみの受入れを行うこと。

## 7 優先調達等

担当部署と連携し、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努めます。

## 8 周知・公表

計画の策定又は改定を行ったときは、職員に対して周知するとともに、本市のホームページに掲載する等、適切な方法で公表します。

また、数値目標の達成状況及び計画に掲げる取組の実施状況等について、毎年度、周知・公表します。